

(平成28年10月7日)

山梨市一般競争入札・指名競争入札及び請負契約等における留意事項

山梨市「入札心得」の規定に該当する場合のほか、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）で、あらかじめ指定した事項に違反した入札は、その理由に関らず無効又は失格となります。

なお、契約締結に関する事項等についても、十分に留意してください。

1 一般競争入札（総合評価方式競争入札）における事項

【無効となる入札】

(1) 入札参加資格に関するもの

- ① 入札参加資格のない者がした入札

(2) 入札書の提出方法に関するもの

- ① 同一の入札参加者が同一案件で、一度に2通以上提出した場合
- ② 宣誓書又は見積内訳書等入札公告で提出を求めた書類を提出しない場合
- ③ 虚偽の入札参加資格審査書類及び技術資料等を提出した場合

(3) 入札書の記載に関するもの

- ① 入札書の記載内容等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 記載事項の全部又は一部が、消すことができるボールペン又は、鉛筆書きされている場合

(イ) 商号又は名称、代表者氏名のいずれかが欠けている、又は不明確な場合

(ウ) 記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）の全部又は一部の記載がない入札

(エ) 記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）のいずれかが入札公告の表記内容と一致しない場合（誤字、脱字等が軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。）

(オ) 入札者印の押印がない、又は入札者印の印影が不明瞭である場合

(カ) 入札者印及び代理人印が、シャチハタ等で押されている場合

- ② 前項目①に記載した事項のほか、入札書の記載内容が次のいずれかに該当する場合

(ア) 入札金額の頭に「¥」マークの記載がない場合

(イ) 入札金額の記載がない、入札金額を訂正した、又は入札金額が判読できない場合

(ウ) 記載されている開札日の日付が入札公告に示す開札日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合

(4) その他無効となる入札

① 談合の事実が確認された場合の入札又は談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札

② 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令の規定に抵触する行為を行った者のした入札

③ 明らかに不正によると認められる場合

2 指名競争入札における事項

【無効となる入札】

(1) 入札参加資格に関するもの

① 入札参加資格のない者がした入札

(2) 入札書の提出方法に関するもの

① 指名通知であらかじめ入札書の様式を指定している場合において、指定した様式以外の入札書を提出した場合

② 入札書を郵便により提出した場合

③ 入札者本人以外が入札した場合（入札者本人が作成した委任状を提出した代理人による入札（以下「代理人入札」という。）の場合を除く。）

④ 指名通知に記載した所定の日時、場所に入札者本人又は代理人が出席していない場合

⑤ 代理人入札を行う場合において、委任状の確認を受けない者が入札した場合

⑥ 入札者が外の入札参加者の代理人となり入札した場合

⑦ 代理人入札における代理人が当該入札において、複数の入札参加者の代理人となり入札した場合

⑧ 同一の入札参加者が同一案件で2通以上提出した場合又は、後から提出した入札

(3) 入札書及び委任状の記載に関するもの

① 入札書及び委任状の記載内容等が次のいずれかに該当する場合

- ア 記載事項の全部又は一部が消すことができるボールペン又は、鉛筆書きされている場合
- イ 商号又は名称若しくは代表者氏名のいずれかが欠けている、又は不明確な場合
- ウ 記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）の全部又は一部の記載がない入札
- エ 記載すべき事項（工事番号、工事名及び工事場所等）の記載内容が指名通知の表記内容と一致しない場合（誤字、脱字等が軽微なものであり、かつ、対象工事等の特定が明確であると入札執行者が判断した場合を除く。）
- オ 入札書及び委任状において、記載されている入札日の日付が指名通知に示す入札執行日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合

② 入札書の記載内容が次のいずれかに該当する場合

- ア 入札金額の頭に「¥」マークの記載がない場合
- イ 入札金額の記載がない、入札金額を訂正した、又は入札金額が判読できない場合
- ウ 代理人入札において、代理人氏名と委任状に記載されている代理人の氏名が一致していない場合又は代理人氏名の記入がない場合
- エ 入札者印（代理人入札の場合は代理人印）の押印がない、又は入札者印（代理人印）の押印が不明瞭である場合及び、シャチハタ等で押されている場合

③ 代理人入札時に提出する委任状の記載内容等が次のいずれかに該当する場合

- ア 委任者（代表者）印の押印がない、又は委任者（代表者）の印影が不明瞭な場合
- イ 受任者（代理人）印の押印がない、又は受任者（代理人）の印影が不明瞭な場合
- ウ 委任状に押印されている代理人印と入札書に押印されている代理人印が一致していない
- エ 代理人に委任する権限の記載がない、又は委任する権限が不明確な場合
- オ 入札者印及び代理人印が、シャチハタ等で押されている場合

(4) その他無効となる入札

- ① 談合の事実が確認された場合の入札又は談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札
- ② 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の法令の規定に抵触する行為を行った者のした入札
- ③ 明らかに不正によると認められる場合

3 契約に関する事項

山梨市財務規則 平成17年3月22日 規則第42号

(1) 契約締結の期限

- ① 落札者又は随意契約の通知を受けた際、契約の時期を別に指定した場合を除き、当該通知を受けた日から7日以内に契約を締結しなければならない。(137条)
- ② 落札者が正当な理由がなく、7日以内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失うものとする。(137条2)

(2) 履行期限の延期

- ① 天災その他避けることのできない理由により、契約期間内に契約を履行することができないと認めるときは、受注者の申請により履行期間を延期することができる。(138条)
- ② 前項の理由以外の理由により、契約期間内に契約を履行することが困難な場合で、契約を解除する必要がないと認めるときは、受注者の申請により違約金を徴して履行期間を延期することができる。(138条2)

(3) 契約の変更又は中止

- ① 発注者が、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、契約を変更し、又は履行を中止することができる。(139条)
- ② 受注者は、設計書又は仕様書を受け取った日から5日以内に、その他の場合には速やかに変更契約を締結しなければならない。(139条4)

(4) 契約の解除

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。(140条)

ア 期限又は期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

イ 契約の履行について不正行為があると認めるとき。

ウ 契約解除の申出があったとき。

エ その他契約上の義務を履行しないと認めるとき。

(5) 違約金等

- ① 落札者が契約を結ばないとき、又は規則第154条第1項の規定により落札を取消した場合において、入札保証金の納付がないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。(第142条)
- ② 規則第140条第1項の規定により契約を解除した場合において、契約保証金の納付がないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収するものとする。ただし、同条第1項第3号の場合において天災その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。(第142条2)
- ③ 相手方が契約期間内に契約を履行しないときは、第138条第1項の規定により履行を延期した場合を除き、遅延日数に応じ、契約金額につき年5パーセントの割合で計算した金額を延滞違約金として徴収するものとする。(第142条3)
- ④ 第142条2項の違約金及び3項の延滞違約金を指定の期日までに納付しないときは、支払金額又は契約保証金のうちから控除し、なお不足するときは、追徴するものとする。(第142条4)

4 前払金・中間前払金・部分払いに関する事項

前払金・中間前払金・部分払いについての率及び回数は、以下のとおりとする。
なお、請求単位は、万単位とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 前払金

- ① 請負金額が150万円以上の工事又は、委託事業。
- ② 請負工事の前払率は、40%以内とする。
- ③ 委託事業の前払率は、30%以内とする。

(2) 中間前払金

- ① 請負金額が1,000万円以上かつ工期が、100日以上工事とする。
- ② 中間前払の額は、請負金額1億円を限度とし、前払率を20%以内とする。
- ③ 部分払いを選択した場合は、不適用とする。

(3) 部分払い

- ① 300万円以上500万円未満・・・1回
- ② 500万円以上1,000万円未満・・・2回
- ③ 1,000万円以上2,000万円未満・・・3回
- ④ 以降2,000万円を増すごとに1回を加算する。
- ⑤ 中間前払金を選択した場合は、不適用とする。